

概要報告書

2016 年度

事業種別	広域安全事業
団体名	認定NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ
事業名	DV被害女性と子どもの支援及びDVシェルター運営事業
<p>当団体の2016年度 DV電話相談392件 面接相談160件 同行支援104件。シェルター利用は、17組、女性17人 子ども11人、滞在日数430日。保護依頼は、兵庫県及び県内の市町のDV担当課からだけでなく、広島、岡山、高知等広域からもあり、安心と安全を提供し、当事者に寄り添った支援を心がけている。</p> <p>2015年の統計によれば、兵庫県のDV相談件数は17,928件で、保護件数は174件、保護日数は平均12日。県内15の市町村に配偶者暴力相談センターが設置されたことから、相談件数は年々増加しているが、緊急一時保護機能を持つ公的機関は県内に1か所のみであり、その保護件数がここ数年減少傾向にある。</p> <p>「自分さえ我慢すれば家庭は壊れない」という本人の意識もあるが、警察に相談する女性は、身体的暴力被害の深刻なケースが多いと思う。それでも結局は、その後の経済的見通しがたたないために、多くの女性たちが自宅に戻っていくとのことである。</p> <p>神奈川県では、県内ルールとして、最初にDV相談を受けた福祉事務所が発生地として保護から自立まで責任を持つ仕組みができています。所持金の少ない女性には保護の依頼と同時に、生活保護を申請し、それにより速やかな保護が実現できているとのこと。当団体も、今年度、兵庫県に対して同様の県内ルールを実施するよう要望書を提出した。また、今年度は、出産まじかの女性からの保護依頼が2件あった。公的機関ですぐには保護されなかったケースで、病院や福祉の担当者等と交渉し、なんとか公的保護に繋いで無事出産できた。その後、担当部署に、「公的保護施設は日頃から医療機関や福祉施設との連携をしっかりと構築し、速やかに保護出来る体制づくり」を要望した。このように、当団体は、民間シェルターとして女性と子どもを保護するだけでなく、当事者に代わって公的な制度の改善に向けて声を上げることも重要な役割だと考えている。来期は、DV被害女性が暴力から逃れるために必要な支援について、ぜひ調査をしたいと考えている。</p>	

注)上記の報告書は、助成対象団体が作成した報告書です。(公財)日工組社会安全研究財団では、記載された事業の内容等に関するお問合せには対応できませんのでご了承ください。